

バナー広告掲載契約書

1 広告掲載期間 令和 年 月 日から令和 年3月31日まで ※甲および乙に異議のない場合は、更に自動更新されるものとし、以後も同様とする。

2 広告掲載料金 ¥5,000 / 月額

但し、年度途中の契約は、月割りで3月までの分を契約月に請求し、3月に翌年度分として一括6万を請求する。

3 契約保証金 免除 上記バナー広告掲載について、一般社団法人 大阪臨床整形外科医会（以下「甲」という。）と、
_____（以下「乙」という。）は、次の条項によって契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、一般社団法人 大阪臨床整形外科医会ホームページ（以下OC0Aという。）にバナー広告を掲載し、それから乙の希望するホームページ等にリンクできるようにし、乙は、そのサービスの対価として広告掲載料を支払うものとする。

（仕様）

第2条 バナー広告の仕様及びバナー広告の掲載については、OC0A ホームページバナー広告掲載要綱等に示した要件（以下「要綱等」という。）に定めるところによる。

2 甲は、必要があるときは、要綱等に定めるバナー広告の仕様を変更することができる。

3 前項の場合において、甲は広告掲載料を変更することができる。

第3条 乙は、広告掲載料を掲載前月25日までに甲が発行する請求書により、支払わなければならない。 ※自動引落の決済日は前月27日（要綱等に記載）

（延滞金）

第4条 乙が指定の期日までに広告掲載料を支払わないときは、乙は、甲に支払い期限の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ年6%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。この場合において、潤年についても年365日で計算するものとする。2 前項の規定により計算した額が100円未満であるときは、乙は延滞金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

（変更の指示）

第5条 甲は、掲載中のバナー広告のリンク先のホームページの内容が要綱等に違反し適当でないと認めるときは、乙に対しその変更を求めるものとし、乙は、これに従わなければならない。

（広告等の変更）

第6条 乙は、バナー広告の画像若しくはリンク先を変更し、又はリンク先のホームページの内容を大幅に変更するときは、事前に変更内容を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 甲は、前項の内容が要綱等に照らして適当でないと認めるときは、乙に変更を求めるものとし、乙は、これに従わなければならない。

（広告取扱事業者の責任）

第7条 乙は、広告の内容等を含め掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを甲に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙はその責任及び負担において解決しなければならないものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告を経ることなく広告掲載を一時停止し、又は契約を解除することができる。

(1) 乙が指定する期日までに掲載するバナー広告の提出がないとき。

(2) 乙が第5条及び第6条の甲の指示に従わないとき。

(3) 乙が指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき。

(4) 乙が甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(5) 乙が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。

(6) 乙の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(7) 甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 乙は、30日前までに書面によって甲に申し出ることによりこの契約を解除することができる。